

受診者様各位

## マイナ保険証オンライン資格確認について（令和6年12月より開始）

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了するのに伴い、当センターにおきましては、マイナ保険証のオンライン資格確認を導入することになりました。

今後は健診受診時の資格確認は、マイナ保険証での確認が基本となります。下記をご確認の上、健診日には必ずご準備下さいますようお願いいたします。


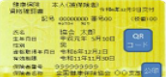


また、事業所様におかれましては、従業員の方にご周知くださいますようお願いいたします。

（健診受診時の保険資格確認方法）

- ① **マイナ保険証**（健康保険証を利用登録したマイナンバーカード）  
※利用者証明用電子証明書（暗証番号（数字4桁））が必要
- ② **資格確認書** マイナ保険証をお持ちでない方
- ③ **資格情報のお知らせ** ※マイナンバーカードも必要

令和6年9月30日  
都城健康サービスセンター  
検診課

### （参考）医療機関等受診時の マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付（申請不要） ・既加入者には本年9月に送付予定 マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可 	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可